

2026年6月4日

商工労働部長 東口 勝宏 様

自治労大阪府職員労働組合 商工労働支部
支部長 塩出 卓也
(自治労大阪府商工労働部関係労働組合協議会
会 長 陰地 威史)



商工労働部長の着任に伴う要求と交渉について

自治労府職商工労働支部は、自治労大阪府商工労働部関係労働組合協議会（商工労働支部と大阪府立産業技術総合研究所労組とで構成、以下「関係労協」という。）とともに、商工労働部及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、「研究所」という）で働くすべての職員が安心して働き続けることが出来る職場環境づくりのため、取組みを進めているところです。

この度、4月に着任された東口部長に以下のとおり要求しますので、従来の労使慣行を尊重し、誠意ある回答をお願いします。

なお、交渉日時については調整のうえ早急に実施されますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 労使慣行を厳守し、職員の労働条件に影響を及ぼす問題については、商工労働支部と誠実に協議を行ったうえで実施すること。
- 2 あらゆるハラスメントの防止について、支部が2025年11月に行ったアンケート調査結果によると、「この1年の間にパワーハラスメントを受けた」と答えた組合員が7.4%（前年10%）、「この1年の間にパワーハラスメントが起こっている場面を見たり話を聞いた」と答えた組合員が20.4%（前年28%）といずれも微減しているものの、依然としてハラスメントは存在することは明らかであり、引き続き啓発の取り組み強化が求められる。
部は、今後どのような取組みを行おうとしているのかを明らかにするとともに、その対応について、支部と協議を進めること。
- 3 安全衛生委員会（3月）で報告された「部局別の時間外勤務実績」では、商工労働部における総時間外勤務時間は前年度比較より増加している。また、月80時間以上の残業をした職員は微減しているものの、一人当たりの時間外勤務時間は増加している。職員の健康と安全を第一とし、実効ある時間外勤務の抑制を図ること。
また、業務があるにもかかわらず、職員個人の努力に依拠して時間外勤務を減らすことだけを求めれば、結果的に不払い残業が発生する温床となりうることから、管理職のマネジメントによる業務整理を含めた対応を行い、不払い残業の撲滅に努めること。
- 4 職業訓練指導員に支給されていた職業訓練手当について、調整額への見直しに便乗し、支給水準の大幅な切り下げが行われた。
職業訓練手当として支給されていた際と同程度の水準に調整数の見直しを行うとともに、支給水準が大幅に低下した中でも、職業訓練指導員が業務に対して意欲を向上させるための方策を支部とともに研究・協議を進めること。
- 5 大阪産業経済リサーチセンターは庁内シンクタンクとして、調査・研究活動に取り組んでいるが、ここ数年は退職があっても研究員の採用が行われておらず、今後も安定的に庁内シンクタンク機能を果たしていくことができるか現場の職員は不安を持って働いている。
リサーチセンターの研究員を直ちに採用し欠員を補充するなど、これまでの調査分析のノウハウを継承していくよう体制整備するとともに、今後の在り方など、勤務労働条件を悪化しないように努めること。
- 6 平成24年3月26日締結の「大阪府立産業技術総合研究所の地方独立行政法人化に伴う正規職員の勤務労働条件ならびに交渉継続課題等に関する確認書」の別紙「確認事項ならびに交渉継続課題等」で「法人移行後、職員の賃金・労働条件に関して問題が生じた場合は、大阪府商

工労働部はその都度、職員団体と協議し、法人への指導を含め、問題解決のために必要な措置を講じる。」と労使ともに確認している。引き続き、問題が起きたときには、法人に適切な指導、問題解決に必要な措置を講じること。

7 各職場において、労基法に抵触する恐れがある場合や、コンプライアンス違反に抵触することが危惧される場合は、速やかに適正な業務執行が行われるよう取組み、適切に対応できるよう勤務・労働条件の改善を図ること。

8 WHOの憲章では、前文において「健康」を次のように定義している。
「健康とは、病気でないとか、弱っていないと言う事ではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であることを言います。」となっている。

その定義を鑑み、職員の質を高め、組織の業務遂行力の向上、長時間労働の抑制など、柔軟な取組みを行えるように、職場環境等を整えること。

また、職場の労働安全衛生対策を図り、心身の健康の保持・増進と疾病予防のため健康診断（人間ドック含む）の充実やメンタルヘルス予防対策、職場によるケア、研修・講習をさらに充実すること。

【要望項目】

1 2012年4月の大阪府立産業技術総合研究所の地方独立行政法人化時に、大阪府商工労働部、産業技術総合研究所、自治労大阪府職員労働組合商工支部および産業技術総合研究所分会の4者で確認した事項について、大阪府商工労働部と自治労大阪府商工労働部関係労働組合協議会（以下、関係労協）の間で引き続き共有すること。研究所で生じる諸問題について、関係労協と共に解決に当たること。

2 法人に対する運営費交付金は、職員の労働環境にも大きく影響を与える重要事項である。また、業務遂行にあたり、必要な額が確保されているかは、職員の士気にもかかわる問題である。研究所を安定的に運営するために必要な予算（運営費交付金）を確保すること。

交付金を担当している中小企業支援室から、各年度の運営費交付金における予算要求の考え方を産技研労組に説明するとともに、勤務・労働条件に影響を及ぼす可能性がある場合は、速やかに情報提供を行うこと。

3 研究所を商工労働部の中小企業に対する技術・研究支援の中核施設であることを明らかにし、商工労働部の施策と主要な柱として位置づけること。

4 研究所の次期中期目標および中期計画について、担当課が研究所及び産技研労組と十分な情報共有・意見交換を行い、効果的かつ現実的な目標および計画を策定すること。

以上